

静岡県告示第205号

昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)の規定による水域類型の環境基準を達成するために必要な期間（昭和47年静岡県告示第510号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

別表中	「	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流 の黄瀬川本流	河川B	直ちに達成	」を
	「	黄瀬川上流	あゆつぼの滝から上流 の黄瀬川本流	河川A	直ちに達成	
	「	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流 の黄瀬川本流	河川C	5年以内で可及 的速やかに達成	」を
	「	黄瀬川下流	あゆつぼの滝から下流 の黄瀬川本流	河川A	直ちに達成	
	「	浜川	浜川本流	河川C	直ちに達成	」を
	「	浜川	浜川本流	河川A	直ちに達成	
	「	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込 川本流	河川C	直ちに達成	」を
	「	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込 川本流	河川B	直ちに達成	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。